

令04原機（科保）122
令和4年12月9日

原子力規制委員会 殿

茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
理事長 小口 正範
(公印省略)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所
原子炉施設保安規定の変更認可申請について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第37条第1項の規定に基づき、
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所原子炉施設保安規定について、
別紙のとおり変更認可を申請いたします。

原子力科学研究所原子炉施設保安規定の変更の内容及び理由

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所原子炉施設保安規定の変更の内容及び理由は、以下のとおりである。なお、変更内容の詳細は別添に示す。

1. 変更の内容

JRR-4利用施設の施設管理者の変更（第1編第7条、第6編第2条、第3条、第4条、第8条、第9条、第10条、第11条、第20条、第21条及び第24条）

2. 変更の理由

廃止措置段階にあるJRR-4原子炉施設の管理の合理化のため、JRR-4の利用施設の保守に関する業務の施設管理者を、利用施設管理課長からJRR-4管理課長に変更する。

3. 施行期日

この規定は、原子力規制委員会の認可日以降、理事長が定めた日から施行する。

以上

国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所 原子炉施設保安規定

新旧対照表

第1編 総則

令和4年12月

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第1編 総則)

変更前	変更後	備考
第8条 ～ 第16条の3 (省略)	第8条 ～ 第16条の3 (変更なし)	
第3章 ～ 第10章 (省略)	第3章 ～ 第10章 (変更なし)	
別表第1 ～ 別表第6 (省略)	別表第1 ～ 別表第6 (変更なし)	
別図第1 ～ 別図第2 (省略)	別図第1 ～ 別図第2 (変更なし)	

国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所 原子炉施設保安規定

新旧対照表

第6編 JRR-4の管理

令和4年12月

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第6編 JRR-4 の管理)

変更前	変更後	備考
<p>目次 (省略)</p> <p>第1章 通則 (適用範囲)</p> <p>第1条 この編は、JRR-4 廃止措置計画の第1段階(原子炉の機能停止、燃料体搬出及び維持管理の段階)にのみ適用し、第2段階(解体撤去段階)に着手する前に変更しなければならない。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この編において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)「本体施設等」とは、第1編別表第1に掲げるJRR-4の本体施設及び特定施設をいう。</p> <p>(2)「利用施設」とは、第1編別表第1に掲げるJRR-4の利用施設をいう。</p> <p>— (手引の作成)</p> <p>第3条 JRR-4 管理課長は、本体施設等に関し、次の各号に掲げる事項について定めたJRR-4 管理手引を作成し、研究炉加速器技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>(1)巡視及び点検に関する事項</p> <p>(2)異常時の措置に関する事項</p> <p>(3)廃止措置に関する事項</p> <p><u>2 利用施設管理課長は、利用施設に関し、前項第1号、第2号及び第3号に掲げる事項について定めたJRR-4 利用施設管理手引を作成し、研究炉加速器技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</u></p> <p><u>3 研究炉加速器技術部長は、第1項及び前項の承認をしようとするときは、JRR-4 廃止措置施設保安主務者(以下この編において「廃止措置施設保安主務者」という。)の同意を得なければならない。</u></p> <p><u>4 研究炉加速器技術部長は、第1項及び第2項の承認をしたときは、所長に報告しなければならない。</u></p> <p>(年間管理計画)</p> <p>第4条 研究炉加速器技術部長は、毎年度、当該年度に先立ち、次の各号に掲げる事項を明らかにしたJRR-4の年間管理計画(以下この編において「年間管理計画」という。)を作成し、所長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p>	<p>目次 (変更なし)</p> <p>第1章 通則</p> <p>(変更なし)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この編において「本体施設等」とは、第1編別表第1に掲げるJRR-4の本体施設、<u>利用施設</u>及び特定施設をいう。</p> <p><u>(削る)</u></p> <p>(手引の作成)</p> <p>第3条 JRR-4 管理課長は、本体施設等に関し、次の各号に掲げる事項について定めたJRR-4 管理手引を作成し、研究炉加速器技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>(1)巡視及び点検に関する事項</p> <p>(2)異常時の措置に関する事項</p> <p>(3)廃止措置に関する事項</p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>2 研究炉加速器技術部長は、前項の承認をしようとするときは、JRR-4 廃止措置施設保安主務者(以下この編において「廃止措置施設保安主務者」という。)の同意を得なければならない。</u></p> <p><u>3 研究炉加速器技術部長は、第1項の承認をしたときは、所長に報告しなければならない。</u></p> <p>(年間管理計画)</p> <p>第4条 研究炉加速器技術部長は、毎年度、当該年度に先立ち、次の各号に掲げる事項を明らかにしたJRR-4の年間管理計画(以下この編において「年間管理計画」という。)を作成し、所長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p>	<p></p> <p>利用施設管理課長の業務所掌の見直しに伴う変更</p> <p></p> <p>利用施設管理課長の業務所掌の見直しに伴う削除</p> <p>項番号の繰上げ及び第2項の削除に伴う変更</p> <p>項番号の繰上げ及び第2項の削除に伴う変更</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第6編 JRR-4の管理)

変更前	変更後	備考
<p>(1)廃止措置に係る項目 及びその予定期間 (2)定期事業者検査の予定期間 (3)第14条第2項に定める修理及び改造をする施設、設備、装置、機器等の名称及び予定期間</p> <p>2 所長は、前項の承認をしようとするときは、廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。</p> <p>3 研究炉加速器技術部長は、第1項の承認を受けたときは、JRR-4管理課長、<u>利用施設管理課長</u>及び放射線管理第1課長に通知しなければならない。</p> <p>(保全区域) 第5条 JRR-4の保全区域は、別図第1に示すとおりとする。 (鍵の管理) 第6条 JRR-4管理課長は、本体施設等に係る建家の出入口の鍵、特定施設の運転を行うための鍵を管理しなければならない。</p> <p>第2章 廃止措置管理 (恒久停止措置) 第7条 JRR-4管理課長は、恒久停止措置として施した、制御材を挿入した状態で固定及び制御設備の駆動部の撤去について、状態を維持しなければならない。</p> <p>第3章 保守管理 (施設管理目標の策定) 第8条 研究炉加速器技術部長及び放射線管理部長は、JRR-4(本体施設等、<u>利用施設</u>及び放射線管理施設を含む。)について、第1編第2条第2項に基づき理事長が定める施設管理方針に従って達成すべき施設管理目標をそれぞれ策定しなければならない。 2 研究炉加速器技術部長は、前項の施設管理目標を取りまとめ、所長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 3 研究炉加速器技術部長は、前項の承認を受けたときは、放射線管理部長に通知しなければならない。 (施設管理実施計画の策定) 第9条 JRR-4管理課長、<u>利用施設管理課長</u>及び放射線管理第1課長は、それぞれ所掌する設備・機器(性能維持施設に限る。)について、次の各号に掲げる事項を定めた「施設管理実施計画」を策定しなければならない。 イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</p>	<p>(1)廃止措置に係る項目 及びその予定期間 (2)定期事業者検査の予定期間 (3)第14条第2項に定める修理及び改造をする施設、設備、装置、機器等の名称及び予定期間</p> <p>2 所長は、前項の承認をしようとするときは、廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。</p> <p>3 研究炉加速器技術部長は、第1項の承認を受けたときは、JRR-4管理課長及び放射線管理第1課長に通知しなければならない。</p> <p>第5条 (変更なし)</p> <p>第6条 (変更なし)</p> <p>第7条 (変更なし)</p> <p>第3章 保守管理 (施設管理目標の策定) 第8条 研究炉加速器技術部長及び放射線管理部長は、JRR-4(本体施設等及び放射線管理施設を含む。)について、第1編第2条第2項に基づき理事長が定める施設管理方針に従って達成すべき施設管理目標をそれぞれ策定しなければならない。 2 研究炉加速器技術部長は、前項の施設管理目標を取りまとめ、所長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 3 研究炉加速器技術部長は、前項の承認を受けたときは、放射線管理部長に通知しなければならない。 (施設管理実施計画の策定) 第9条 JRR-4管理課長及び放射線管理第1課長は、それぞれ所掌する設備・機器(性能維持施設に限る。)について、次の各号に掲げる事項を定めた「施設管理実施計画」を策定しなければならない。 イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</p>	<p>利用施設管理課長の業務所掌の見直しに伴う変更</p> <p>利用施設管理課長の業務所掌の見直しに伴う変更</p> <p>利用施設管理課長の業務所掌の見直しに伴う変更(以下、本条において同じ。)</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第6編 JRR-4の管理)

変更前	変更後	備考
<p>第4章 (省略)</p> <p>第5章 異常時の措置</p> <p>第1節 点検等において異常を認めた場合の措置 (点検等において異常を認めた場合の措置)</p> <p>第20条 JRR-4管理課長は、第17条第1項の巡視、第24条第1項の地震後の点検並びに第31条第2項の巡視の結果、異常を認めたときは、その原因及び状況を調査し、正常な状態に復帰させるための措置を講じるとともに、その異常がJRR-4の保安に支障を及ぼすと認めるときは、研究炉加速器技術部長及び廃止措置施設保安主務者に通報しなければならない。</p> <p>2 研究炉加速器技術部長は、前項の通報を受けたときは、所長に通報しなければならない。</p> <p>3 <u>利用施設管理課長は、第24条第1項の地震後の点検の結果、異常を認めるときは、その原因及び状況を調査し、正常な状態に復帰させるための措置を講じるとともにJRR-4管理課長に通報しなければならない。</u></p> <p>4 JRR-4管理課長は、<u>前項の通報を受けたとき</u>、第2編第56条第2項の定めにより放射線管理第1課長から異常を認めた旨の通報を受けたとき、その異常がJRR-4の保安に支障を及ぼすと認めるときは、研究炉加速器技術部長及び廃止措置施設保安主務者に通報しなければならない。</p> <p>5 研究炉加速器技術部長は、前項の通報を受けたときは、所長に通報しなければならない。 (火災発生時の措置)</p> <p>第21条 JRR-4管理課長、<u>利用施設管理課長</u>及び放射線管理第1課長は、施設に火災が発生した場合は、第1編第40条に基づき関係者に通報するとともに、施設の安全を確保するための早期消火及び延焼の防止に努めなければならない。</p> <p>2 火災鎮火後、JRR-4管理課長は本体施設等を、<u>利用施設管理課長は利用施設を、放射線管理第1課長は放射線管理施設を</u>、それぞれ施設の損傷の有無を確認しなければならない。</p> <p>3 <u>利用施設管理課長及び放射線管理第1課長は</u>、前項の確認の結果をJRR-4管理課長に通報しなければならない。</p> <p>4 JRR-4管理課長は、第2項の確認を行ったとき及び前項の通報を受けたときは、研究炉加速器技術部長及び危機管理課長に通報しなければならない。</p> <p>第2節 (省略)</p>	<p>第4章 (変更なし)</p> <p>第5章 異常時の措置</p> <p>第1節 点検等において異常を認めた場合の措置 (点検等において異常を認めた場合の措置)</p> <p>第20条 JRR-4管理課長は、第17条第1項の巡視、第24条第1項の地震後の点検並びに第31条第2項の巡視の結果、異常を認めたときは、その原因及び状況を調査し、正常な状態に復帰させるための措置を講じるとともに、その異常がJRR-4の保安に支障を及ぼすと認めるときは、研究炉加速器技術部長及び廃止措置施設保安主務者に通報しなければならない。</p> <p>2 研究炉加速器技術部長は、前項の通報を受けたときは、所長に通報しなければならない。 (削る)</p> <p>3 JRR-4管理課長は、第2編第56条第2項の定めにより放射線管理第1課長から異常を認めた旨の通報を受けたとき、その異常がJRR-4の保安に支障を及ぼすと認めるときは、研究炉加速器技術部長及び廃止措置施設保安主務者に通報しなければならない。</p> <p>4 研究炉加速器技術部長は、前項の通報を受けたときは、所長に通報しなければならない。 (火災発生時の措置)</p> <p>第21条 JRR-4管理課長及び放射線管理第1課長は、施設に火災が発生した場合は、第1編第40条に基づき関係者に通報するとともに、施設の安全を確保するための早期消火及び延焼の防止に努めなければならない。</p> <p>2 火災鎮火後、JRR-4管理課長は本体施設等を、放射線管理第1課長は放射線管理施設を、それぞれ施設の損傷の有無を確認しなければならない。</p> <p>3 放射線管理第1課長は、前項の確認の結果をJRR-4管理課長に通報しなければならない。</p> <p>4 JRR-4管理課長は、第2項の確認を行ったとき及び前項の通報を受けたときは、研究炉加速器技術部長及び危機管理課長に通報しなければならない。</p> <p>第2節 (変更なし)</p>	<p></p> <p>利用施設管理課長の業務所掌の見直しに伴う削除</p> <p>項番号繰上げ及び第3項の削除に伴う変更</p> <p>項番号繰上げ</p> <p>利用施設管理課長の業務所掌の見直しに伴う変更(以下、本条において同じ。)</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表（第6編 JRR-4の管理）

変更前	変更後	備考
<p>第3節 地震後の措置 (地震後の措置)</p> <p>第24条 震度4以上の地震が発生したときは、JRR-4管理課長は本体施設等を、<u>利用施設管理課長は利用施設を</u>、放射線管理第1課長は放射線管理施設を、それぞれ点検しなければならない。</p> <p>2 <u>利用施設管理課長及び放射線管理第1課長は</u>、前項の点検の結果をJRR-4管理課長に通報しなければならない。</p> <p>3 JRR-4管理課長は、第1項の点検を行ったとき及び前項の通報を受けたときは、研究炉加速器技術部長及び危機管理課長に通報しなければならない。</p> <p>第4節 ～ 第5節 (省略)</p> <p>第6章 ～ 第8章 (省略)</p> <p>別表第1 ～ 別表第10 (省略)</p>	<p>第3節 地震後の措置 (地震後の措置)</p> <p>第24条 震度4以上の地震が発生したときは、JRR-4管理課長は本体施設等を、放射線管理第1課長は放射線管理施設を、それぞれ点検しなければならない。</p> <p>2 放射線管理第1課長は、前項の点検の結果をJRR-4管理課長に通報しなければならない。</p> <p>3 JRR-4管理課長は、第1項の点検を行ったとき及び前項の通報を受けたときは、研究炉加速器技術部長及び危機管理課長に通報しなければならない。</p> <p>第4節 ～ 第5節 (変更なし)</p> <p>第6章 ～ 第8章 (変更なし)</p> <p>別表第1 ～ 別表第10 (変更なし)</p>	<p>利用施設管理課長の業務所掌の見直しに伴う変更(以下、本条において同じ。)</p>